

平成24年度 第1回 屋久島山岳部利用対策協議会

会 次 第

日 時：平成24年5月21日（月）

10:00～12:00

場 所：屋久島離島開発総合センター

1 開 会

2 協議事項

(1) 屋久島山岳部保全募金について

ア 環境保全経費確保のための対策について

イ 募金者への感謝状について

(2) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの設定について

(3) 屋久島マナービデオについて

(4) その他

3 閉 会

平成24年度第1回 屋久島山岳部利用対策協議会 出席者名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
屋久島森林管理署	署 長	米 田 雅 人	
屋久島森林環境保全センター	自然遺産保全調整官	樋 口 浩	
	所 長	猪 島 浩 晴	
	専 門 官	小 薄 政 弘	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
	自 然 保 護 官	松 本 晃	
屋久島警察署	地 域 課 長	鮫 島 隆 二	代理
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	泉 正 二	
	環境政策課自然環境係長	木 原 幸 治	
	環 境 政 策 課	岩 川 卓 誉	
屋久島町議会	議 長	小 脇 清 保	
屋久島観光協会	会 長	中 島 純 和	
	事 務 局 長	椎 葉 伝四郎	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
県レンタカー協会屋久島支部	会 長	柳 田 薫	
屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
	主 査	戸 越 雄 一 郎	
まつばんだ交通	取 締 役	都 築 岳 人	オブザーバー
種子島屋久島交通(株)屋久島支社	課 長	橋 口 靖 也	オブザーバー
県自然保護課	課 長	則 久 雅 司	
	技 術 主 査	小 林 龍 一	
県観光課	技術主幹兼観光地づくり係長	前 迫 祐 一	代理
	技 術 主 査	外 宮 勝 彦	
	技 術 主 査	松 村 龍 朗	
県屋久島事務所	所 長	肥 後 憲 郎	
	総 務 企 画 課 長	相 浦 健 二	
	総 務 企 画 課 主 幹	平 石 征 志	
	総 務 企 画 課 主 事	繁 昌 豊	

欠席

平成24年度 屋久島山岳部利用対策協議会 委員名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
林野庁屋久島森林管理署	署 長	米 田 雅 人	
林野庁 屋久島森林環境保全センター	自然遺産保全調整官	樋 口 浩	
	所 長	猪 島 浩 晴	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
屋久島警察署	署 長	日 高 末 広	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	会 長
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	泉 正 二	
屋久島町議会	議 長	小 脇 清 保	
社団法人屋久島観光協会	会 長	中 島 純 和	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
鹿児島県レンタカー協会 屋久島支部	会 長	柳 田 薫	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
まつばんだ交通	代 表 取 締 役	藤 山 幸 起	オブザーバー
種子島屋久島交通（株） 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
鹿児島県	自 然 保 護 課 長	則 久 雅 司	
	観 光 課 長	本 重 人	
	熊毛支庁屋久島事務所長	肥 後 憲 郎	副会長

屋久島山岳部利用対策協議会規約

(設 置)

第1条 近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の保全対策を検討するため、屋久島山岳部利用対策協議会（以下「協議会」という）を置く。

(組 織)

第2条 協議会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。

林野庁屋久島森林管理署 林野庁屋久島森林環境保全センター 環境省屋久島自然保護官事務所 鹿児島県自然保護課 鹿児島県観光課 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 鹿児島県屋久島警察署 屋久島町 屋久島町議会 社団法人屋久島観光協会 鹿児島県レンタカー協会屋久島支部 公益財団法人屋久島環境文化財団

(会長等)

第3条 協議会には会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等があるとき、会長の職務を代行する。
- 3 会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。任期満了の場合の後任者決定までは、なおその職務を行う。

(会 議)

第4条 協議会は必要に応じ会長が召集する。

- 2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

(実務担当者会)

第5条 協議会での議事の円滑な進行を図るため、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。

- 2 実務担当者会は必要に応じ、会長が招集する。
- 3 実務担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

(費用負担)

第6条 協議会の運営に必要な経費については、それぞれの機関において負担する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

- 附則
- 1 この規約は、平成 6年 7月14日から施行する。
 - 2 この規約は、平成 7年 4月17日から施行する。
 - 3 この規約は、平成 8年 4月18日から施行する。
 - 4 この規約は、平成10年 6月30日から施行する。
 - 5 この規約は、平成11年 4月12日から施行する。
 - 6 この規約は、平成12年 4月18日から施行する。
 - 7 この規約は、平成20年 3月24日から施行する。
 - 8 この規約は、平成20年11月20日から施行する。

屋久島山岳部保全募金について

1 募金の収支について

【平成 23 年度収支】

募 金 総 額 17,394,736 円 . . . ①

支 出 経 費	<u>19,980,934 円</u>	. . . ②
うちし尿搬出経費	17,481,328 円	
その他経費	2,499,606 円	

H23 単年度収支 (①-②) ▲ 2,586,198 円 . . . ③

前年度繰越額 6,811,820 円 . . . ④

淀川登山口トイレ工事執行残 2,672,300 円 . . . ⑤

H24 年 3 月末残額 (③+④+⑤) 6,897,922 円

【募金額の比較】

(単位:円)

		平成 23 年度	平成 22 年度	前年比増減	H21 (参考)
募 金 総 額		17,394,736	17,078,918	+ 315,818	11,326,444
募 金 窓 口	荒川登山口(業務員分)	14,444,881	12,558,838	+ 1,886,043	986,183
	荒川登山口(上記以外)	260,304	318,090	- 57,786	3,174,791
	淀 川 登 山 口	539,179	431,172	+ 108,007	693,292
	島 内 窓 口	723,372	1,196,888	- 473,516	2,309,306
	大口(企業等)募金	1,427,000	2,573,930	- 1,146,930	4,162,872

【し尿量の比較】

(単位:枚)

	平成 23 年度	平成 22 年度	前年比増減
高 塚 小 屋	4,200	3,740	+ 460
新 高 塚 小 屋	2,320	2,625	- 305
淀 川 小 屋	7,040	6,785	+ 255
鹿 之 沢 小 屋	740	555	+ 185
石 塚 小 屋	280	450	- 170
合 計	14,580	14,155	+ 425
※搬出経費比較(円)	17,481,328	17,359,964	+ 121,364

2 山岳部保全募金のH23実績と今後の見込み

	【H23 実績】	【H24 見込】	【H25 見込】	【H26 見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	17,450 (千円)	18,000 (千円)	18,000 (千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	17,150 (千円)	21,450 (千円)	21,550 (千円)
(うちし尿搬出経費)	17,481,328 円	15,000 (千円)	16,000 (千円)	16,000 (千円)
(その他経費)	2,499,606 円	2,150 (千円)	5,450 (千円)	5,550 (千円)

単 年 度 収 支	▲ 2,586,198 円	300 (千円)	▲ 3,450 (千円)	▲ 3,550 (千円)
前 年 度 繰 越 額	9,484,120 円	6,897 (千円)	7,197 (千円)	3,747 (千円)
年 度 末 残 額	6,897,922 円	7,197 (千円)	3,747 (千円)	197 (千円)

- * H24 は、新高塚小屋トイレが前年度供用開始したことにより、経費減が見込まれる。
 * H25 以降は、募金収受人員経費を緊急雇用対策事業により充当していた同事業が、H24 で終了することから経費増となり、H26 末に不足するおそれがある。

H25以降募金不足額 約350万円 →7千人相当募金額

平成24年度からの対応策(案)

- 登山口での収受の傾向(問題点)として、悪天候の日(降雨時などは足早にバスに乗車する等)、利用者の多い日(下山者が集中すると配置2名では収受が間に合わない。)が収受率は低いことから
 - 1 荒川登山口での収受方法の一層の改善
 - ・募金活動の解説DVDの放送(実施中)
 - 音量, BGMの選択の検討
 - ・徴収員の制服, 腕章着用(利用者への訴求力向上)
 - 2 修学旅行生, 団体客の募金率の向上
 - ・代表者とりまとめによる一括払いのお願い
 - エージェント, 学校等への文書での呼びかけ, 説明会の開催
 - * 学生は募金免除という申し合わせについて
 - 協議会での共通認識ではない。環境教育上は, 環境保全の必要性の自覚を促すために負担をもとめるべきでは。
 - 3 登山バスチケット購入時に併せて収受
 - ・現在のチケット料金: 片道 850 円 (670 円 (バス代) + 180 円 (車両交通規制への協力金))

平成24年5月5日

屋久島山岳部利用対策協議会長 殿

(社)屋久島観光協会
ガイド部会長 満園 茂

縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルール設定について
(お願い)

(社)屋久島観光協会へ寄せられる近年のクレームで煙草に関するクレームがかなり多くなりました。

近年国内の各種公共施設等の禁煙ブーム並びに受動喫煙被害に関する意識向上に関連する傾向によるものと推測されます。

クレームには、色々な事案が寄せられています。

*世界自然遺産区域内で煙草を吸うなんて考えられない。

*ガイドが仕事中に喫煙するなんてガイドとしての意識が低い。

*折角美味しい空気の中で素晴らしい屋久島の大自然を満喫しに来たのに、煙草を吸う人達が多く嫌な煙草の臭い、煙の中での屋久島は残念だった。世界自然遺産なのに禁煙にすべきである。

*素晴らしい世界自然遺産の中での煙草の一本は最高な気分だった。

*ウィルソン株等人が多い場所にも関わらず廻りを気にする様子など無く堂々と喫煙する人が多く嫌だった。

等々他にも色々なクレームが届いています。

これらのクレームを真摯に重く受け止めて、観光協会ガイド部会員皆までこのクレームを共有しガイド部会全体会で山間部での喫煙について善後策を話し合い検討してきました。

そして、4月19日開催のガイド部会総会において、縄文杉ルートに関して美味しい空気の中で屋久島の大自然を満喫して頂くことと山火事防止に資することを目的に、縄文杉ルートに喫煙場所を4箇所設定し、設定箇所以外区域での喫煙はご遠慮して頂くことに取り決めました。

対象者は、ガイドは勿論のことですが、一般のお客さんへもご協力を頂き縄文杉ルートを利用する全ての人々を対象とします。

縄文杉ルートに設定する喫煙場所は、以下の4箇所です。

- ①荒川登山口駐車場②小杉谷東屋裏奥(資源遺伝保存林記念碑奥)
- ③トロッコ道終点トイレ建屋裏④高塚避難小屋裏附近

設定した喫煙場所での喫煙に関する条件として、

- ① 携帯灰皿を持参すること。②山火事等防止に努めること
- ③ 周囲の人や自然環境に配慮すること。

以上3点を条件設定し、関係機関と協議を進め早い時期での実施に向けて、広く屋久島に訪れる皆様へマスコミ等を通じて周知徹底を図るための広報活動に努め、世界自然遺産登録地にふさわしい環境作りに資することをガイド部会として決定しました。

つきましては、ガイド部会決定事項をご理解いただき、屋久島山岳部での喫煙に関して、屋久島山岳部利用対策協議会として自主ルールを設定して頂きますようご協議方宜しくお願い致します。